新	IΒ
1 目的	1 目的
※1 喫 煙: 人が吸入するため、タバコを燃焼させ、又は 加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生 させること。	
2 本市における受動喫煙防止対策の方向性	2 本市における受動喫煙防止対策の方向性
望まない受動喫煙の防止を図るため、「健康増進法の一部を改正する 法律」(以下、「改正法」という。)及び県条例において、多数の者が利 用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止 するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措 置等について定めています。	
3 ガイドラインが対象とする公共的施設等	3 ガイドラインが対象とする公共的施設等
(1) 公共的施設	(1) 公共的施設
改正法における第一種施設及び第二種施設をいう。	子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を
第一種施設:学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の	<u>有する施設及びその敷地とし、以下の施設をいう。</u>
<u>庁舎 等</u>	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、
第二種施設:多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設	官公庁施設、飲食店、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅
以外の施設(事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店等)	客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、

「歩にナハサんたこめにおして双手団座は 」ナザサナフキ よるギノドー ノン・ガロゼのキ

新					IB			
(参考:平成30年法律第78号改正法第28条、及び平成31年2月2				年2月2	旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設、鉄軌道車両、バス、			
2日付・健発0222第1号厚生労働省健康局長通知)					クシー、航空機、旅	客船 等。(参考:平成14年法律第1	03号健康	
				'	進法第25条、及び平成22年2月25日付・健発0225第2号厚			
				-	労働省健康局長通知	知)		
1	公共的施設にお	おける受動喫煙防止対策の推進		4	公共的施設にお	ける受動喫煙防止対策の推進		
(公共的施設は	こおける禁煙の推進		. (1)公共的施設に	おける禁煙の推進		
	種類	受動喫煙防止対策	効果		種類	受動喫煙防止対策	効果	
r	+/ // . . ++ 	屋内外を含む敷地内全域を		i	-P/ 141. 1 - In 17	屋内外を含む敷地内全域を禁煙と		
	敷地内禁煙	 禁煙とする	高い		敷地内禁煙	する		
				4				
						屋内を禁煙とする	声い	
	屋内禁煙	屋内を禁煙とする	1		屋内禁煙	屋内を禁煙とする 屋外に喫煙場所を設置することも	高い	
	屋内禁煙	屋内を禁煙とする	1		屋内禁煙		高い	
_	屋内禁煙	屋内を禁煙とする	1		屋内禁煙	屋外に喫煙場所を設置することも できる 屋内において、喫煙することがで	高い	
	屋内禁煙	屋内を禁煙とする	1			屋外に喫煙場所を設置することもできる 屋内において、喫煙することができる区域(喫煙区域)と喫煙禁止区	高い	
	屋内禁煙	屋内を禁煙とする	1		屋内禁煙 <u>分煙</u>	屋外に喫煙場所を設置することもできる 屋内において、喫煙することができる区域(喫煙区域)と喫煙禁止区域とに分割する	高い 1 低い	
	屋内禁煙	屋内を禁煙とする	1			屋外に喫煙場所を設置することもできる 屋内において、喫煙することができる区域(喫煙区域)と喫煙禁止区	1	

新

旧

5 公共的な場所(屋外)における受動喫煙防止対策の推進

公共的な場所(屋外)における喫煙は、子どもをはじめとする非喫煙 者にタバコの煙を吸わせてしまうだけでなく、火傷を負わせる等の危険 を伴うため、禁煙を推進します。

また、改正法に基づき、喫煙をする者は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮が必要です。できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が望まれます。

また、多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮が必要です。喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはタバコの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが望まれます。

一方で、喫煙場所においては、喫煙をすることができる場所である旨、 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した 標識の掲示をする必要があります。(参考:平成30年法律第78号改正 法第25条、平成31年1月22日付・健発0122第1号厚生労働省 健康局長通知、平成31年2月22日付・健発0222第1号厚生労働 省健康局長通知) 5 公共的な場所(屋外)における受動喫煙防止対策の推進

公共的な場所(屋外)における喫煙は、子どもをはじめとする非喫煙者にタバコの煙を吸わせてしまうだけでなく、火傷を負わせる等の危険を伴うため、禁煙を推進します。

ただし、禁煙が困難で、敷地内や公共的な場所(屋外)に喫煙所を設置する場合は、タバコの火の危険性や受動喫煙防止に対する十分な配慮を行うことが望まれます。タバコの煙は風に乗って周囲の人に受動喫煙をもたらしたり、屋内に入ってきたりと、喫煙場所から離れた空間にまで影響を及ぼすことが知られています。そのため、喫煙所を設置する場合には、建物の出入り口や窓、人の往来の多い区域(通路や非喫煙者も使う休憩場所など)、子どもの利用が想定される空間などから十分距離を置いて設置することが望まれます。(参考:平成22年2月25日付・健発0225第2号厚生労働省健康局長通知、平成22年7月30日付・厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡、及び平成27年5月15日付・基安発0515第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)

また、風向きや利用頻度等に応じて、囲いやついたての設置について も考慮することが望まれます。

一方で、ポスター等の掲示によりタバコを吸わない人(特に未成年者 や妊婦など)が立ち入らないように、喫煙場所であること等を表示する 必要があります。(参考:平成22年2月25日付・健発0225第2号 厚生労働省健康局長通知)

旧

6 ガイドラインが目指す姿

本市における受動喫煙のないまちづくりの目指す姿は、以下のとおりとします。

新

なお、施設等の個々の状況により、直ちにその目指す姿の実現が困難な場合においては、<u>将来的にはその姿を目指し段階的にその状況に応じ</u>た適切な受動喫煙防止対策を行うこととします。

(1) 公共的施設における目指す姿

施設・場所 の種別	具体的施設	目指す姿
	医療機関等	
未成年者や	児童施設、学校	
妊婦・有病	(幼稚園、小・	N
者	中・特別支援学	敷地内禁煙
▲ などが多く ■ 利用する施	校、高等学校、 <u>大</u>	
刊用りつ旭設	学、専修学校等)	禁煙環境の表示
(※6)		
	国、地方公共団体	
	行政機関等	

6 ガイドラインが目指す姿

本市における受動喫煙のないまちづくりの目指す姿は、以下のとおりとします。

なお、施設等の個々の状況により、直ちにその目指す姿の実現が困難な場合においては、<u>将来的にはその姿を目指しながら、当面の間は県条例に則した措置を講ずるなど、段階的にその状況に応じた適切な受動喫</u>煙防止対策を行うこととします。

(1) 公共的施設における目指す姿

施設・場所 の種別	具体的施設	目指す姿	
未成年者や 妊婦・有病者 などが多く 利用する施設	医療機関等 児童施設、学校 (幼稚園、小・ 中・特別支援学 校、高等学校等) 大学等(大学、専 修学校等)	敷地内禁煙禁煙環境の表示	

	選り 近る	を推進するためのカイトフイン」新旧対照表				
新		IΒ				
その他の 公共的施設 公共性の高い施設 <u>(※7)</u>	敷地内禁煙または <u>屋内禁煙</u> 禁煙環境の表示		その他の 公共的施設	<u>特に公共性の高い</u> <u>施設</u> (<u>※5)</u> 公共性の高い施設 (<u>※6</u>)	敷地内禁煙または屋内禁煙禁煙環境の表示敷地内禁煙もしくは屋内禁煙または分煙禁煙・分煙環境の表示	
※6 改正法における第一種施設に達然7 改正法における第二種施設に達		7.	余く県条例別表第 ※6 公共性の (P16 参照) ただし、県条例第	第1 (第2条関係) に対 高い施設: 県条例別 第20条第1項に定め	機関等、児童施設、学校、 掲げる施設 (P15 参照) 表第2 (第2条関係) に掲 多知事が認定する公共的施いては、当該条例を踏まえ	げる施設 設、及び